

この旅行条件書は、旅行業法などにに基づき、お客さまに交付する取引条件説明書面および契約書面の一部です。

お申し込みの際にはパンフレットまたはウェブサイトにおいて旅行日程などコース毎の条件を説明したものを(以下「パンフレット」といいます。)および本旅行条件書を十分ご確認・ご理解いただきますようお願いします。

1 旅行契約の締結および適用範囲

- (1) お申し込みの旅行のコースは、株式会社ダイナスティーホリデー(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。追加代金を支払って本体のコースに付加する当社が企画・実施する「追加プラン」を組合わせたものは、本体とは別のコースとみなし本旅行条件書を適用します。
- (2) 旅行契約の範囲は日本発着のものについては、パンフレットなどに記載している出発地の空港での受付が終了してから、当該空港に帰着するまでとなります。海外発着の旅行(以下「現地発着プラン」といいます。)については、出発前にお渡しする確定書面(以下「旅行日程表」といいます。)でご案内した集合場所から、解散場所までとなります。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書によるほか、パンフレット、旅行日程表および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部、以下「約款」といいます。)によります。

2 契約の内容

- (1) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引受けます。

3-1 旅行契約のお申し込み・予約

- (1) ①当社②旅行業法で規定された「受託旅行業者の営業所(受託契約によって定められた旅行業者代理業者を含み、以下(①②を併せて「当社ら」といいます。))のそれぞれにおいて、ご来店、電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてお客さまからの旅行契約のお申し込みまたは予約を承ります。
- (2) 当社らは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客さまが責任ある代表者を定めるときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申し込み・締結・解除などに関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (3) ご来店の場合は、所定の申込書(以下「申込書」といいます)の提出と、申込金のお支払いをもってお申し込みいただきます。
- (4) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、予約の時点では第5項でいう旅行契約は成立しておらず、お客さまは予約日の翌日から起算して原則として3日以内の当社らが定めた所定の期日(以下「所定日」といいます。)までに申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。なお、所定日までに申込金のお支払いがない場合、当社らは、お客さまに通知のうえ当該予約はなかったものとして取り扱うことがあります。(第23項の通信契約の場合を除きます。)
- (5) 申込金の額は旅行代金の20%とします。なお、申込金は後記する「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。また第5項に定めた旅行契約成立前に、お客さまがお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている預り金を全額払い戻します。 ※旅行代金とはパンフレットなどの価格表示欄の「旅行代金」と第11項の「追加代金」を

合算した金額をいいます。

- (6) 当社は、申込手続き完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込撤回(契約解除)などの連絡に係る当社らの営業日・営業時間・連絡先(電話・ファクシミリなど)および連絡方法を案内します。

3-2 ウェイティングの取扱いについての特約

- (1) お申し込みいただいた旅行が、その時点において、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結の承諾が直ちにできないときは、当社らはその旨を説明して、以下によりお客さまと特約を結ぶことがあります。
- (2) 特約の締結
- ① お客さまが旅行契約の締結を強く希望されるときは、第3項-1(3)または(4)に従い申込書と申込金相当額をご提出いただきます。当社は、申込金相当額を「預り金」として保管します。
 - ② 前(1)の後、当社らはお客さまの旅行契約に対する待機可能期限(以下「契約待機可能期限」といいます。)を確認し、お客さまを契約待機中(以下「ウェイティング」といいます。)のお客さまとして登録します。
 - ③ 契約待機可能期限内に契約締結可能な状況が到来し、かつこの時点までにお客さまから当該申し込みの撤回の連絡がなく、当社らが契約締結が可能となった旨をお客さまに連絡したときは、当社は前(1)の預り金を申込金に充当します。
- (3) 前(2)において、「当社が、契約待機可能期限を過ぎても手配の一部または全部が完了できないとき」または「当社らの承知の前に、お客さまよりウェイティングのお客さまとしての登録の撤回のお申し出があった場合」は、お預かりしている預り金を全額払い戻します。
- (4) 預り金のご提出の時点およびウェイティングの登録の時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社が、将来的に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (5) 取消料対象期間前にウェイティングを申し込み、手配の完了などで当社が旅行契約の締結の承諾が可能となる時点(以下「契約締結可能時点」といいます。)が、取消料対象期間内に入ることが予想されるときは、当社は当該期間に入る日より前にお客さまにその旨を通知します。

4 お申し込み条件・参加条件

- (1) 参加の旅行に対し有効なパスポート・ビザをお持ちの方で渡航先国の出入国に問題ないことを条件といたします。詳しくは第8項(渡航書類の取得)をご参照ください。
- (2) 1人または奇数人数で参加の際は、原則として他のお客さまとの相部屋を行いません。この場合1人部屋または2人部屋を1人で使用した時は「1室1名利用追加代金」などをいただきます。(ただし、旅行代金の条件が、1室1名利用である場合を除く。)
- (3) お申し込み時点で未成年のお客さまは、当社が別途定めた一定条件に該当する場合を除き法定代理人(親権者など)の当社所定の同意書の提出が必要です。※同意書はウェブサイトからダウンロードできます。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (4) 特定の目的をもつ旅行については参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (5) 他社ツアーを含む複数のご予約(以下、「重複予約」といいます。)は予約をお断りすることがあります。この場合、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って「重複予約」の一方が自動的に取り消されることがあります
- (6) 現在、健康を損なわれている方、慢性疾患の方、妊娠中の方、障がいのある方、その他健康上の理由をお持ちの方、補助犬利用の方などで、特別の配慮を必要とする場合や旅行中の歩行に際して配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申し込み時点で必ずお申し出ください。当社は所定の「お伺い書」または「健康診断書」の提出をお願いする場合があります。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さま負担とします。また、現地事情や運送・宿泊機関などの状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただく場合、ご負担の少ないほかの旅行をお勧めするか、ご参加をお断りさせていただく場合があります。さらに、ご参加の場合には、旅行契約の一部を変更させていただくことがありま

す。

- (7) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります
- (8) 妊娠中のお客さまは、お客さまご自身の責任においてご参加いただけます。ただし、①訪問国による入国制限、②ご利用の航空会社による搭乗制限がある場合がありますので、お申し込み時点で必ずご確認ください。
- (9) ほかのお客さまに迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (10) お客さまの都合による別行動などはできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (11) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) お客様が風説を流布したり、偽計や威力用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (14) その他当社らの業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

5 お客さまとの契約成立時点(第23項の通信契約を除く)

- (1) 第3項-1(3)(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。
- (2) 第3項-2「ウェイティングの取り扱いについての特約」の場合は、同(2)③において預り金を申込金として充当した時点で成立します。

6 契約書面および確定書面

- (1) 契約書面とは①パンフレットなど②本旅行条件書③旅行契約締結年月日を証する書面（ただし、第23項の通信契約のときを除きます。）をいい、確定書面とは出発前にお渡しする旅行日程表のことをいいます。
- (2) 当社らは、旅行契約成立後、速やかに契約書面をお渡します。ただし、既にお申し込み時点でこれらをお渡ししている場合は、この限りではありません。
- (3) 当社は、あらかじめお客さまの承諾を得て、前(1)の契約書面および旅行日程表に記載すべき事項をパンフレット上への表示など情報技術を利用して提供したときは、これらの書面を交付したものとみなします。この場合、お客さまの使用するパソコンなどの通信機器に備えられたファイルに記載すべき記載事項が記録されたことを確認します。また、お客さまの使用するパソコンなどの通信機器にファイルが備えられていないときは、当社の通信機器に記載すべき記載事項を記録し、お客さまが記載すべき記載事項を閲覧したことを確認します。
- (4) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は契約書面および旅行日程表に掲載するところによります。
- (5) ①旅行日程②宿泊機関の名称③最低限、日本発着時に利用する運送機関の名称およびその便名など④旅行サービスの提供を最初に受けるために集合場所および時刻を設定している場合には当該場所および時刻⑤後記第17項の添乗員が同行しない場合の旅行地における当社との連絡方法などが契約書面に記載されていない場合には、これらを記載した旅行日程表をお渡します。
- (6) 旅行日程表は遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。（年末年始やゴールデンウィークなどの特定時期に出発するコースを除き、原則として旅行開始日の7日前までにはお渡しできるよう努力します。）なお、旅行のお申し込みが旅行開始日の前日から起算して7日前以降になされた場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。
- (7) 当社らは、旅行日程表をお渡する前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客さまから問合せがあった場合は、迅速かつ適切にこれに回答します。

7 旅行代金のお支払い期日

- (1) 第5項の旅行契約成立時点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日(以下「支払基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 支払基準日以降に申し込まれた場合は、申し込み時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

8 渡航書類の取得

- (1) 旅行に必要なパスポート、ビザ、再入国許可および各種証明書(以下「渡航書類」といいます。)の取得については、お客さま自身で行っていただきます。また、お客さま固有の事情により、渡航先国の判断でお客さまの入国が許可されなかった場合も当社はその責任は負いません。
- (2) お申し込みのコースに必要とされるパスポートの残存期間その他必要な手続き(ESTAなど)については、訪問国の在日大使館または領事館(乗り継ぎを行う国を含む)にビザの要否・パスポートの必要残存有効期間をご確認のうえ、ご自身の責任において、入国に必要なビザ、パスポートをご用意ください。
- (3) 当社と旅行契約を締結したお客さまからの依頼によって、当社らは渡航手続代行契約として業務を行うことがあります。その場合、当社らは規定に基づき旅行業取扱料金をいただきます。

9 「旅行代金」に含まれるもの

- (1) パンフレットなどに旅行日程として表示された以下のものが含まれています。
 - ① 航空運賃・料金(コースにより等級が異なります)
 - ② 船舶、鉄道など上記①以外の利用運送機関の運賃・料金
 - ③ 送迎バスなどの代金(空港、駅、港と宿泊ホテル間)、都市間の移動バスなどの代金。ただし、旅行日程に「お客さま負担」と記載してある場合を除きます。
 - ④ 観光・視察の代金(バスなどの代金、ガイド・通訳、日程表に入場と記載された施設の入場代金など。)
 - ⑤ ホテルなどに係る宿泊代金、税金、サービス料金(特に記載のない限り、2人部屋をお2人で使用することを基準とします。)
 - ⑥ 食事付きと記載がある場合の食事に係る代金(機内食は除外)、税金、サービス料金。
 - ⑦ 燃油サーチャージ込コースの燃油サーチャージ(航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収および返金はいたしません。)
 - ⑧ 航空会社が定める個数・重量の無料手荷物許容量範囲内の受託手荷物運送料金。航空会社によっては別途定める受託手荷物運送料金が必要となる場合がありますので詳しくは係員におたずねください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。
 - ⑨ 添乗員同行コースでの添乗員同行代金。
 - ⑩ その他パンフレットの中で含まれる旨表示したもの。
- (2) 上記のものはお客さまの都合により利用されない場合でも払い戻しいたしません。

10 「旅行代金」に含まれないもの

- ① 渡航手続諸経費、および日本国内における自宅から発着空港などまでの交通費や宿泊費など
- ② 空港諸税、空港施設使用料および空港旅客保安サービス料など(以下「空港諸税など」といいます。)
- ③ 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等、および前項(1)⑤における航空

会社の定める手荷物の有料分

④ 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）

※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項(1)②のコースの燃油サーチャージは除きます）

⑤ 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分）

⑥ クリーニング、電話およびインターネットなどの利用料、ホテル従業員へのチップ、その他追加飲食などの個人的諸費用

⑦ 傷害・疾病に関する医療費など

⑧ 「オプションツアー」などと称する、現地にて現地旅行会社などが希望者のみを募って実施する小旅行

⑨ その他ウェブサイトの中で「〇〇料金」と表示したもの

1 1 追加代金と割引代金

「追加代金」「割引代金」とは以下をいいます。

(1) 追加代金

- ① お客さまの希望および1人または奇数人数で参加する際に1人(2人)部屋を1人で使用することを保証するための追加代金「1室1名利用追加代金」など。
- ② 「プレミアムエコノミークラス、ビジネスクラス、ファーストクラス追加代金」などと称する航空機使用座席の等級変更に要する差額運賃。
- ③ 「延泊プラン」による延泊代金。
- ④ パンフレットなどに記載した当社が企画・実施する「追加プラン」の代金。

(2) 割引代金

- ① パンフレットの中で「〇〇割引代金」と称するもの

1 2 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、また、お客さまに固有の事情が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。
- (2) 前(1)の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないことおよび契約内容の変更との相当因果関係を事前説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明します。

1 3 旅行代金の額の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化などにより、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社は、その増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、または減少することがあります。
- (2) 前(1)により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- (3) 当社は、前(1)により運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、第12項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この「旅行の実施に要する費用」には当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関などが提供する旅行サービスに対する取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わねばならない費用を含みます。
- (5) 前(4)により、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関などが当該旅行サービス提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸施設の不足が発生したこと（以下「オーバーフロー」といいます。）による場合は旅行代金の額の変更をいたしません。
- (6) 当社は、運送・宿泊機関などの利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットに掲載した場合において旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、パンフレットに掲載したところにより旅行代金の

額を変更することがあります。

1.4 お客さまの交替

- (1) お客さまは、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この際、交替に要する手数料として10,000円をお支払いいただけます。ただし、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者交替に応じない等の理由により、交替をお断りすることがあります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得て、手数料または諸費用を当社らが受理した時に生じます。
- (3) 既に航空券を発券している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。
- (4) 旅行開始前に交替後のお客さまが旅行本体を解除された場合も、本体旅行の取消料とは別に収受する(1)記載の手数料(10,000円)を申し受け、既にお支払いいただいている場合には返金致しません。

1.5 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① お客さまの解除権

- (ア) お客さまは第5項により旅行契約が成立した後に以下の<表1> <表2> <表3> に定められた取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

<表1> 日本発着時に航空機を利用する募集型企画旅行契約に係わる取消料表(お一人様)

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

<表2> 日本発着時にLCCを含む航空会社が個人向けに販売する航空券と同一条件の正規割引航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約に係わる取消料表(お一人様)

旅行契約の解除期日	取消料
旅行契約締結後に解除する場合(下記を除く)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%または旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%または旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額
旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の50%または旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

<表3> 日本発着時に貸切航空機(チャーター便)を利用する募集型企画旅行契約に係わる取消料表(お一人様)

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降または無連絡不参加	旅行代金の100%

(注1) 「旅行契約の解除期日」とは、お客さまがウェブサイト(マイページ)にて解除の手続きをされたとき、または当社らの営業時間

内に旅行契約解除のお申し出があったときを基準とします。当社らの営業時間、連絡先(電話番号など)および連絡方法はお客さま自身でも申し込み時点で必ずご確認願います。

- (注2) 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。
- (注3) 上記表内の「旅行代金」とはパンフレットの価格表示欄の「旅行代金」と「追加代金」を合算したものをいいます。
- (注4) 上記表内の「旅行開始後」とは、往路航空便の搭乗手続きを完了した時とします。
- (注5) 本体のコースに付加する「追加プラン」のみを単独でお取り消しの際も、<表 1> <表 2> <表 3>に基づき算出される取消料を上限に取消料をお支払いいただくことがあります。その場合の「出発日」は本体の出発日とみなします。なお、単独のお取り消しで取消料がかかる「追加プラン」はパンフレットに記載します。
- (注6) 上記<表 2>の取消料はパンフレット等に当該航空券が利用されること、航空会社の名称、利用する運賃の種別および航空券取消料等の合計額を明示した際、出発日にかかわらず適用されます。
- (イ) 旅行契約成立後にご契約内容(出発日・フライト・ホテル・お部屋タイプ・宿泊日数・ご参加者・人数など)を変更された場合も上記の取消料の対象となります。
- (ウ) 渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。
- (エ) 以下に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- a 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項<表4>左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - b 第13項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
 - c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d 当社らがお客さまに対し、第6項(6)の期日までに旅行日程表をお渡ししなかったとき。
 - e 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに掲載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - f 旅行日程に含まれる地域について、外務省から「レベル3：渡航は止めて下さい。(渡航中止勧の場合、お客さまが旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。
- (オ) 当社らは前(ア)(イ)(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金から所定の取消料を差引き、残りを払い戻します。また前(エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金を全額払い戻します。
- ② 当社の解除権
- (ア) お客さまから第7項(1)(2)の期日までに旅行代金のお支払いがないときは、お客さまが旅行に参加される意思がないものとみなし、当社らはその翌日に旅行契約を解除します。この場合は前①(ア)の<表1> <表2> <表3>に定める解除期日に適用される取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。
- (イ) 以下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- a お客さまが当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - b お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
 - c お客さまがほかのお客さまに迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - d お客さまが契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e パンフレットに表示した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時に旅行を開始するものおよび貸切り航空機(チャーター便)を利用する旅行については33日目)にあたる日より前に、旅行の中止を通知します。
 - f 「重複予約」などにより、航空会社・宿泊期間などによって予約が自動的に取り消されたとき。
 - g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに掲載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不

可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

h 前f.の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「レベル3：渡航は止めて下さい。(渡航中止勧告)」以上の危険情報が発せられたとき。ただし「レベル2：不要不急の渡航は止めて下さい。」以下の危険情報が出された場合、お客さまの安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には当社は旅行を実施いたします。その場合、お客さまが旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

i お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(ウ) 当社は、前(イ)により旅行契約を解除した場合は、既に受理している旅行代金を全額払い戻します。

(2) 旅行開始後

① お客さまの解除・払い戻し

(ア) お客さまのご都合により途中で離団された場合は、お客さまの旅行契約解除による権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(イ) お客さまの責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合、または当社がその旨を告げたときは、お客さまは(1)①(ア)の取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。

(ウ) 前(イ)の場合、当社は旅行代金のうち、旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払い戻します。ただしその事由が当社の責に帰さない場合は、お客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払い戻します。

② 当社の解除・払い戻し

(ア) 以下に該当する場合は、当社はお客さまに事由を説明して旅行契約を解除することがあります。

a お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

b お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わない場合、またはこれらの者もしくは同行するほかの旅行者に対する暴行もしくは脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

d 前c.の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から危険情報が出され旅行の継続が不可能になったとき。

e お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(イ) 解除の効果および払い戻し

前②(ア)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払い戻します。

(ウ) 帰路手配

上記(ア)a.c.d.により当社が旅行契約を解除した場合は、お客さまの依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客さまの負担となります。

1 6 旅行代金の払い戻し時期

(1) 当社は、第13項および第15項の規定により、お客さまに対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットなどに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し当該金額を払い戻します。

(2) 第23項の通信契約において第13項および第15項の規定により、お客さまに対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、当該金額を払い戻します。この場合、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解

除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除にあつてはパンフレットに掲載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻すべき額を通知し、当該通知を行った日をカード利用日とします。

17 旅程管理業務

- (1) 当社は、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客さまに対し以下の業務を行います。
 - ① お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 - ② 前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。
 - ③ 前②の代替サービスの手配を行うに当たり、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (2) 添乗員の同行するコースでは添乗員が、同行しないコースでは当社の係員もしくは手配代行者が旅行を円滑に実施するための必要な業務を行います。なお、当社または手配代行者連絡先を旅行日程表に記載します。
- (3) お客さまは旅行を円滑に実施するため、添乗員または現地係員の指示に従っていただきます。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

18. 緊急時の保護措置

- (1) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに旅行日程表などでお知らせする海外緊急連絡先にご通知ください。
- (2) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。

19 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあつて、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意または過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつたときに限ります。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被つたときは、当社は前(1)の場合を除き、お客さまに対してその損害を賠償する責任を負いません。
- (3) 手荷物について生じた前(1)の損害については、前(1)の定めにかかわらず、損害発生の翌日から起算して、21日以内に当社に対して通知があつた場合に限り、お客さま1人につき、15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (4) 航空会社・宿泊機関等サービス提供機関の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社・宿泊機関等で予約が取り消されても当社は責任を負いません。その際の予約とは、当社または当社以外の旅行会社、予約機関、お客さま個人による予約を指します。

20 特別補償

- (1) 当社は、第19項(1)の定めに基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」で定めるところにより、お客さまが募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体または手荷物のうえに被つた一定の損害つ

いて以下のとおり、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。

- ① 死亡補償金：2,500万円
 - ② 後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の3から100%
 - ③ 入院見舞金：入院日数により4万円から40万円
 - ④ 通院見舞金：通院日数により2万円から10万円
 - ⑤ 携帯品損害補償金：お客さま1名につき15万円を限度(ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、宝石類、サーフボード、撮影ずみのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、CDロム、光ディスクなど情報機器(コンピュータおよびその端末装置などの周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。)
- (2) 前(1)の損害については当社が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
 - (3) 前(2)に規定する場合において、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第19項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む。)に相当する額だけ縮減するものとします。
 - (4) お客さまが旅行中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病などのほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これに類する危険な運動中の事故によるものなど約款の「特別補償規程」第3条および第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
 - (5) お客さまが募集型企画旅行の行程から、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡なしに離団された場合は、当該離団中にお客さまが被られた損害については、約款の「特別補償規程」第2条2項に定めるところにより募集型企画旅行参加中の事故とはみなされないことから、補償金および見舞金を支払いません。
 - (6) 当社の募集型企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
 - (7) ただし、パンフレットおよび旅行日程表などにおいて、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

2 1 旅程保証

- (1) 当社は、以下の<表4>左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に掲載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の①②③に該当する場合は変更補償金を支払いません。
 - ① <表4>左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合。ただし第13項(5)でいう「オーバーフロー」が発生している場合を除きます。
 - (ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - (イ) 戦乱
 - (ウ) 暴動
 - (エ) 官公署の命令
 - (オ) 欠航、不通、休業などの運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止
 - (カ) 遅延、運送スケジュール変更などの当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - (キ) お客さまの生命または身体の安全確保のため必要な措置
 - ② 第19項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
 - ③ 第15項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係わる変更であるとき。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さま1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客さま1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客さまが同意された場合は、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの

提供により補償を行うことがあります。

- (4) 当社が前(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客さまは当該変更に係わる変更補償金を当社に返還していただきます。

この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額とお客さまが返還すべき変更補償金の額を相殺した残額を支払います。

<表4> 変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = 旅行代金×1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合	旅行開始日以降にお客さまに通知した場合
①旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が等級および設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0%	2.0%
④運送機関の種類（航空機・鉄道・船舶・自動車など）または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥日本国内と外国との間における直行便の乗り継ぎ便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦宿泊機関の種類（ホテル・コンドミニアムなど）または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観またはその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうちツアー・タイトル中に掲載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- (注1) 上記表内の「旅行代金」とはパンフレットの各コースの価格表示欄に「旅行代金」として掲載されたものをいいます。
- (注2) 旅行日程表が交付された後は、「パンフレット」は「旅行日程表」と読替えます。
- (注3) ①については、「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれ1件として算出します。
- (注4) ②については「入場する観光地」「観光施設」それぞれ1件として算出します。
- (注5) ③については、利用日数にかかわらず、1フライト・1乗車・1乗船ごとに1件として算出します。
- (注6) ④については、1フライト・1乗車・1乗船ごとに1件としますが、「種類」「会社名」同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。また一例としてA航空（エコノミークラス）からB航空（ビジネスクラス）のように等うときは、補償対象外とします。
- (注7) ⑦の中で「種類」「名称」の同時変更が発生しても合わせて1泊ごとに1件として算出します。
- (注8) ⑧の中で複数の同時変更が発生しても合わせて1泊ごとに1件として算出します。
- (注9) ⑧の中で「客室の種類」とは、スタンダード、デラックス、スイート、1人部屋、ツイン・ダブルなどの2人部屋、3人部屋のことをいいます。
- (注10) ⑧の中で「客室の設備」とは、バス・シャワーおよびトイレの設備の有無のことをいい、「その他の客室の条件」とは、階数指定、隣部屋指定または禁煙部屋指定などのことをいいます。
- (注11) ⑧の中で、ベッドタイプがツインからダブルへの変更について次の場合には、現地の慣習により変更発生とはみなしません。
ご夫婦・ハネムーン・12歳未満のこども2人・12歳未満のこどもと大人の組み合わせ
- (注12) ⑨については、件数の算出は①～⑧の基準を適用しますが、率の算出は⑨を適用します。

2 2 お客さまの責任

- (1) お客さまの故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、またはお客さまが当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行開始後に、パンフレットや旅行日程表の旅行サービス内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。

23. 通信契約による旅行契約を締結するときの旅行条件

- (1) 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）などのお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。（この場合において締結する旅行契約を「通信契約」といいます。）
- (2) 前(1)につき、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないなど、または業務上の理由があるときは当社らは通信契約をお受けできない場合もあります。
- (3) 通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
 - ① 通信契約の申し込みに際しては、会員は「カード名」「会員番号」「カード有効期限」「会員連絡先」「電子メールアドレス」、その他の通信契約を締結するために必要な一切の事項を当社らにお申し出いただけます。
 - ② 通信契約は、当社らがお客さまの「支払いの承諾」および「旅行条件書などの閲覧」を確認したうえで、通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当社らが当該契約のお申し込みを承諾する旨の通知を「電子承諾通知」（ウェブサイト画面、電子メール、ファクシミリ、テレックスまたは留守番電話など）により行う場合は、当該通知がお客さまに到達したときに成立します。（お客さまがその内容を知りえる状態になった時をいい、お客さまが内容を了知した時ではありません）
 - ③ 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社らが募集型企画旅行契約に基づく旅行代金などの支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。（お客さまとカード会社との間の代金引落日ではありません。）
 - ④ 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第15項(1)の取消料と同額の違約料を申受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

2 4 その他

【危険情報・衛生情報】

- (1) 渡航先（国または地域）によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全パンフレット：www.pubanzen.mofa.go.jp」でご確認ください。
- (2) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報パンフレット：www.forth.go.jp」でご確認ください。

【旅行契約に含まれない諸費用】

- (3) お客さまが個人的な案内・買物などを添乗員・現地係員などに依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。

【お買物についてのご注意】

- (4) お客さまの便宜を図るためにお土産店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客さまの責任で購入していただき

ます。当社では、商品の交換や返品などのお手伝いはいたしません。

- (5) パンフレット各コースページに記載の土産物店へのご案内回数には、休憩場所・レストラン・観光施設などに併設された土産物店や販売コーナーは含みません。
- (6) パンフレット各コースページに記載の土産物店にご案内することもあります。これは土産物店入店や土産物品の購入を強制するものではありません。また観光時間の関係上、ご案内できないこともあります。この場合は旅程保証の変更補償金の支払い対象とはなりません。

【こども代金・幼児代金】

- (7) こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満のお客さまに適用します。幼児代金は現地出発日を基準に、満2才未満で航空座席を使用しないお客さまに適用し別途ご案内します。また、幼児代金には滞在地上費は含まれず、現地にて実費精算となります。なお、大人1人が同伴できる幼児代金適用者は1人に限られます。幼児が航空機の座席を使用する場合は、こども代金が適用になります。

【オプションツアー】

- (8) 当社がパンフレットに記載した「オプションツアー」とは、現地旅行会社などが現地旅行会社などの名で実施する小旅行で、当社が実施する募集型企画旅行ではありません。従ってお客さまは別途料金をお支払いして任意に参加することができます。
 - ① お申し込み、およびお支払いは原則として出発前になります。
 - ② 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社などが定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。また料金・内容も事前の案内なしで変更されることがあります。
 - ③ 契約の成立は、現地旅行会社などが承諾した時に成立します。
 - ④ 契約成立後の解除・取消料については、お申し込みの際、現地旅行会社などにご確認願います。

【変更に伴う諸費用】

- (9) お客さまのお申し出により日程を変更する場合は、当社の旅行業務取扱料金で定める手数料、および変更に伴う実費をお支払いいただけます。

【マイルージサービス】

- (10) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルージサービスを受けられる場合がありますが、この場合の同サービスに関するお問い合わせ、登録などはお客さまご自身で当該航空会社に行なっていただけます。利用航空会社の変更などにより、お客さまが当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第19項(2)に従い責任を負いません。

【旅行の再実施】

- (11) 当社はいかなる場合においても旅行の再実施はいたしません。

【氏名の英文スペル・性別記入上のご注意】

- (12) 氏名はパスポートに記載されているとおりのローマ字綴りで正確に当社らにお知らせ(ご記入)ください。
- (13) お客様の氏名が誤ってお知らせ(ご記入)いただいた場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交替の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。
- (14) 運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

2.5 個人情報の取扱い

- (1) 当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供する旅行サービスの手配およびこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社らは、当社らおよびこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社が取得する個人情報は、お客さまの氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、ファクス番号、メール アドレス、パスポート番号、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報といたします。

また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内といたします。

- (3) 当社が必要な個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4) 当社および当社の手配代行者は、本項(1)により、運送・宿泊機関等に対してお客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報をあらかじめ電子的方法等で送付して提供します。また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内での情報を書面で送付して提供します。
- (5) 当社は旅行先でのお客様の便宜を図るため、当社の保有するお客様の個人データを免税店、土産物店および手荷物運送業者などに提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号および搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込み時に当社らにお申し出ください。
- (6) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスといったお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。

2 6 本旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件書は2017年7月の基準に基づきます。（更新日2017年7月1日）